

## パートナーシップ制度に係る都市間連携に関する協定書

徳島市と明石市(以下「協定締結市」という。)は、パートナーシップ制度(以下「制度」という。)に係る都市間連携について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの協定締結市の制度を利用している者(以下「制度利用者」という。)の住所の異動に伴う制度に係る手続きの負担軽減を図ることにより、引き続き、安心していきいきと生活できるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定による都市間連携の対象者は、令和3年12月27日以降に協定締結市の間で住所の異動をする制度利用者とする。

(連携方法)

第3条 協定締結市は、制度利用者から、転入(新たに徳島市又は明石市の市域内に住所を定めることをいう。以下同じ。)前に他の協定締結市において制度を利用していた旨の申告又は届出を受けたときは、所定の要件を確認の上、受領証等(徳島市にあっては、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードを、明石市にあってはパートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書という。)を交付するものとする。

2 前項の規定により受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、制度利用者の氏名、生年月日及び転入前の住所の属する協定締結市が発行した受領証等の交付番号を、当該協定締結市に通知するものとする。

(運用における相互協力)

第4条 協定締結市は、制度の運用等において、相互に協力して取組を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第5条 協定締結市は、この協定に基づき、共有する当事者の個人情報について、各協定締結市の個人情報の保護に関する条例に基づき適切に取り扱うものとする。

(解約)

第6条 協定締結市のいずれかが、この協定を継続できない事情が発生したときは、協定締結市が協議の上、この協定を解約することができるものとする。

(協議)

第7条 協定締結市は、それぞれの制度を変更するときは、その都度報告するとともに、必要に応じて協定締結市で協議の上、この協定を変更するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、必要に応じて協定締結市が協議の上、定めるものとする。

3 協定締結市のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、協定締結市が協議の上、必要な変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、協定締結市が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

徳島市長

内藤 佐和子

明石市長

泉 房穂